

加古川市職員の退職管理について

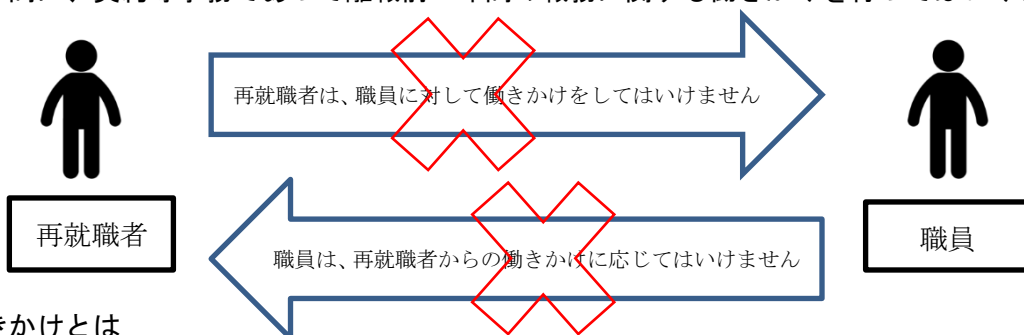
加古川市は、平成28年4月の地方公務員法の改正により、加古川市職員の退職管理に関する規則を制定し、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼を確保するために、退職管理の適正化に取り組むこととしました。

退職管理制度のポイント

1. 元職員による働きかけの規制



離職後に営利企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）は、離職後2年間に、契約等事務であって離職前5年間の職務に関する働きかけを行ってははいけません。



○働きかけとは

⇒再就職者が職員に対して、職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼をすることをいいます。

◆働きかけ禁止の範囲◆

規制の主体	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した※1契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし
次長級以上の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に次長級以上の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

※1：「自らが決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

◆働きかけ禁止の例外となる場合◆

- 行政庁からの指定・登録・委託等を受けて行うものについて、業務遂行のために必要な場合、加古川市職員の退職管理に関する規則第4条の法人等の業務を行うために必要な場合
- 法令や、地方公共団体との契約に基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- 法令に基づく申請や届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合（申請書の提出が必要）

2. 再就職者から依頼があった場合の対応



職員は、上記の「◆働きかけ禁止の例外となる場合◆」を除き、「◆働きかけ禁止の範囲◆」により禁止される要求又は依頼を受けたときは、公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

3. 規制違反に対する制裁措置



規制違反者は、罰則等の対象となります。

◆規制違反者に対する制裁措置◆

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※ （※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職者あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

《問い合わせ先》

加古川市役所 総務部人事課人事係 TEL：079-427-9139